



# P T A 規 約

荒川区立尾久第六小学校 P T A

【令和元年度 一部改正】

# 東京都荒川区立尾久第六小学校PTA規約

## 第一章 名称

第一条 本会は東京都荒川区立尾久第六小学校PTAと称し、事務所を尾久第六小学校内、住所東京都荒川区西尾久八・二十六・九に置く。

## 第二章 目的

第二条 保護者と教職員が成人教育活動を進めることによって、さらにより保護者、教師となることに努めるとともに、社会の教育環境をつくりあげするため、お互いに協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福とその円満な成長をはかることを目的とする。

## 第三章 方針

第三条 本会の目的を達成するため次の方針に従って活動する。

- 一、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 二、特定の政党や宗教にかたよることなく、又、営利を目的とする行為は行わない。
- 三、学校の人事、その他管理には干渉しない。

四、本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配統制をも受けない。

五、会員の親睦をはかるための事業を行う。慶弔に關しては、細則による。

## 第四章 会員

第四条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

第五条 本会の目的に反した行為があつた場合は、実行委員会の承認を得て退会を求められることがある。

## 第五章 会計

第六条 本会の経費は、会費及び自発的な寄附をもって支弁する。

会費の額の変更、及び寄附を求める場合は総会の承認を得なければならない。

第七条 本会の会費の額は、毎年、定期総会において定める。

第八条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員・学級委員・学校長・

### 顧問・会計監査

第九條 本会の役員は次のとおりとする。

会長 一名 副会長 二～六名

書記 四～六名（内、二名は教職員）

会計 四～六名（内、二名は教職員）

1. 役員の任期は二年とする。ただし再選は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた時は、新たな候補者を役員選考委員会で、その選出母体（保護者・教職員）より選出し、実行委員会において承認を受けなければならない。その任期は、前任者の残りの期間とする。

第十條 役員の選出及び就任は次のとおり行われる。

一、次の方法により選ばれた代表者からなる役員指名委員会を十二月末日までにつくる。

1. 第五、六学年を除く各学級から一名の指名委員を選出する。

2. 教職員の中から二名の指名委員を選出する。

3. 指名委員は、互選により指名委員長及び副委員長を選出する。

役員指名委員会の構成は指名委員長によって表明される。

二、役員は指名委員会の集合、委員長・副委員長の

選出等、指名委員会が構成されるまでの事務を行う。

指名委員会構成後の事務は指名委員長の主催により、指名委員会が次年度の役員の選出事務一切を行い、被選出者の同意を得て、最終実行委員会に報告し、承認を求める。

三、指名委員会の任期は一年とするが、再任は差し支えない。（但し、指名委員会の任期は最終実行委員会に選出・承認を求める事が完了しない場合には、次年度の総会において報告・承認を求めるまで延長するものとする。）

四、現役員は役員指名委員長の要請によって役員指名委員会に協力する。

第十一條 学級委員の選出は次のとおり行われる。

一、次の方法により選ばれた代表者からなる学級委員選挙管理委員会（以下選挙という）をつくる。

1. 第六学年を除く各学級から一名の選挙委員を選出する。ただし、選挙委員が役員に選出された場合は再度選出する。（尚、「選挙管理委員は学級委員に選ばれない」と細則があるため、連続で再任してはならない。）

2. 教職員の中から二名の選挙委員を選出する。

3. 選挙委員は、互選により選挙委員長及び副委員長を選出する。

選管の構成は選管委員長によって表明される。

二、選管は会員実数による各学級の選挙人名簿を各学級の会員に配布する。

三、各学級の会員は名簿によって学級委員を選出する。

四、選管は選出された学級委員の氏名を全会員に通知する。

五、学級委員選挙について、この条に示す以外の必要事項は細則による。

第十二条 本会のために特に功労のあった人を本人の承諾を得て、実行委員会で顧問に推薦することができる。

第十三条 新たに選ばれた役員及び顧問の就任は四月一日とする。

第十四条 役員の兼任はこれを認めない。

第十五条 役員の任務は次のとおりとする。

一、会長

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 会長は、役員指名委員会・学級委員選挙管理委員会・会計監査会を除き、総会・実行委員会、その他必要な会合を招集する。

3. 会長は役員会の同意を得て、役員指名委員会・学級委員選挙管理委員会・会計監査会を除くすべての委員会の委員長・副委員

長・委員を委嘱する。

4. 会長は、学級委員選挙管理委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。ただし会計監査については、会計監査の諮問について説明することができる。

5. 会長は諸種の会合に本会の代表として出席する。

二、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。

三、書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知をする等庶務一般を処理し、且つ、諸帳簿の保管に当たる。

四、会計は本会の年度予算案を編成し、すべての金銭の収入・支出を正確に記録し、一切の金銭・財産及び会計に関する諸帳簿を管理保管し、毎学期末に副校長に提出の上、確認を相互に行う。

定期総会において会計監査を経た決算報告をする。

第十六条 校長及び副校長はいずれの会にも出席して意見を述べることができる。

第十七条 顧問の任務は次のとおりとし、任期は毎年更新する。

一、本会の諮問に応ずる。

二、本会の求めに応じて会に出席して意見を述べ  
る。

第十八条 会計監査の任務は次のとおりとし、任期は一  
年とする。

- 一、年度間に一回以上本会の会計を監査する。
- 二、監査の結果を定期総会に報告する。

## 第七章 総 会

第十九条 総会には、定期総会と臨時総会があり、次の  
ように開かれる。

- 一、定期総会は、毎年四月末日までに招集され、  
次の案件について審議する。ただし特別の事  
情がある場合は、五月に延期することができ  
る。

1. 会員構成に関する報告。
  2. 顧問及び会計監査の承認。
  3. 各種委員会の構成の報告。
  4. 前年度の事業と決算報告の承認。
  5. 会計監査報告の承認。
  6. 当該年度の事業計画の審議と承認。
  7. 会費の額と予算の承認。
  8. その他必要事項に関する案件の審議と承認。
- 二、臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合、  
又は、会員の三分の一以上の要求があった場  
合に会長が招集する。

第二十条 総会の日時・場所及び議題は、その総会の数  
日前に通知する。

第二十一条 総会の定足数は会員の三分の一とする。

決議及び承認は出席者の過半数の同意を必要  
とし、委任状を認める。

## 第八章 役員 会

第二十二条 役員会は、会長・副会長・書記・会計によつ  
て構成する。

第二十三条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 一、総会や実行委員会を運営する。
- 二、総会や実行委員会より委任された事務を処理  
する。

## 第九章 実行 委員会

第二十四条 実行委員会は、本会の役員・各学年部長・  
各常任委員長をもって構成する。実行委員会  
の兼任は認められない。

第二十五条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- 一、新役員の承認
- 二、各種委員会によって立案された活動計画を審  
議検討する。
- 三、総会に提出する原案や報告書を作成する。
- 四、必要に応じて、本規約の細則を定めたり、改  
改廃する。細則は全会員に通知する。

五、必要ある場合は特別委員会を設ける。

六、顧問及び会計監査三名を推薦する。

七、その他会員より委任された事務を処理する。

八、役員及び委員長に欠員を生じた場合は、それを補充する。ただし、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長が昇格する。

第二十六条 実行委員会の例会は必要に応じて開く。

第二十七条 実行委員会委員の半数以上が出席しなければ成立しない。会長又は委員の半数以上が必要と認められた時は、臨時に開くことができる。

## 第十章 部会・委員会

第二十八条 本会はその目的を達成するために、学年部会

・常任委員会・特別委員会・役員指名委員会  
・学級委員選挙管理委員会をおく。

一、会員は、原則として六年間に一年以上、何れかの委員に就任するものとする。(但し、役員を一年以上務めた場合、任期終了後五年間はこの限りではない。)

第二十九条 学年部会は学年毎に各学年の会員によって構成する。

一、第十一条四項及び新一年の学級委員は、学年部委員となり学年部会の運営に当たる。

新一年の学級委員の選出は、四月に行う。

二、学年部委員は、互選により学年部会長、副部

会長を選出する。

三、学年部会に関する必要事項は細則に定める。

第三十条 常任委員会は校外委員会・厚生委員会・広報委員会とする。

一、常任委員会は、第二十九条二項の学年部委員の内、学年部会長・副部会長を除く委員及び担当教職員をもって構成する。

二、常任委員会の委員は、互選により常任委員長・副委員長を選出する。

三、常任委員長・副委員長選出までの事務は、当該委員会に所属する教職員によって行う。

第三十一条 特別委員会は、特定の目的を遂行するために必要に応じて、実行委員会がこれを企画し設けることができる。

第三十二条 役員指名委員会・学級委員選挙管理委員会・特別委員会は、その目的を遂行し終えれば解散する。

第三十三条 常任委員会の任務は次のとおりである。

一、校外委員会は、地域の諸団体との交流活動を行う。地域の教育環境の改善につとめる。  
児童に対する安全教育、防犯教育、生活指助を行う。

二、厚生委員会は、会員相互の親睦を深める活動を行う。健康増進と保健体育に関わる活動を行う。会員の教養を高めるための活動を行う。

三、広報委員会は、本会の活動を広く伝えるとともに、会員の教養を高め、会員相互の理解を深めるために、機関紙の発行、その他の広報活動を行う。

第三十四条 学年部会・常任委員会・特別委員会はいかなる活動計画についても実行委員会にはかり、その承認を得なければならない。

## 第十一章 改正

第三十五条 本規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

ただし、改正案については数日前にその内容を会員に通知しておかなければならない。

## 附 則

一、本規約は昭和三十一年四月一日より実施する。

二、昭和三十九年三月二十一日、一部改正。

三、昭和四十二年六月二十八日、一部改正。

四、昭和五十一年二月六日、一部改正。

五、昭和五十二年四月二十六日、一部改正。

六、昭和五十三年五月四日、一部改正。

七、昭和五十五年四月三十日、一部改正。

八、平成六年五月六日、一部改正。

九、平成八年十一月二十二日、一部改正。

十、平成十四年一月十一日、一部改正。

十一、平成十五年十二月十三日、一部改正。

十二、平成二十四年五月十七日、一部改正。  
十三、平成二十五年五月十七日、一部改正。  
十四、平成二十八年五月二十日、一部改正。  
十五、平成二十九年五月一九日、一部改正。  
十六、令和元年五月十七日、一部改正。

## 学級委員選挙に関する細則

第一条 この細則は、規約第十一条五項に基づき、学級委員の選出が遅滞なく進行することを目的として制定する。

第二条 規約第十一条一項の学級委員選挙管理委員は十二月末日までに学年部会で選出し、役員選出を待つて学級委員を選出する。

一、教職員の中から選出された二名の委員は、委員の集合、委員長・副委員長の選出等、選挙管理委員会（以下選管という）が構成されるまでの事務を行う。

二、選管構成後の事務は選管委員長の主催により行う。

第三条 規約第十一条二項の各学級の選挙人名簿は、第五学年の会員実数を基礎として、第四学年以下の会員が重ならないように順次作成し、第一学年まで作成する。

このために、各学級は選挙人名簿に登録できる被選挙人を予め調査しておかなければならない。(主として出席できる人)

第四十条 規約第二十九条三項の各学級の学級委員の数は三〜五名とする。

一、委員は選挙人名簿により学級委員を選出し、選管の示した方法によって投票する。

二、選管は投票用紙を開封して、投票数により、学級委員を決定する。

三、選管は学級委員の決定にあたり、担任教員の協力を得て、本人の意思を聴取して参考にすることができる。

四、選管委員は学級委員に選ばれない。

五、決定された学級委員の氏名は、決定後速やかに全会員に通知しなければならない。通知後の変更は認められない。

六、新一年の学級委員は、入学式終了後ただちに選出し、氏名を全会員に通知する。

## 学年部会細則

第一条 この細則は、規約第二十九条三項に基づき、保護者と教職員相互の研修と親睦をはかり、児童

の教育と福祉をより一層推進することを目的として制定する。

第二条 学年部会は前条の目的を遂行するため、次の活動を行う。

一、学習指導に関する相談。

二、生活指導に関する相談。

三、授業参観。

四、学年・学級の行事に協力する。

第三条 規約第二十九条二項の学年部委員は、学年部長・副部長の他に、書記・会計その他必要なる係を定め、部会の円滑な運営をはかる。

第四条 各学年部会は、月例会のほか、必要に応じて臨時部会を開くことができる。

第五条 各学年部会長は、部長連絡会を必要に応じて随時に開き、各学年間の連携をはかる。招集などの世話は、互選により選ばれた代表が行う。

## 尾久第六小学校校庭利用実施委員会細則

第一条 荒川区教育委員会校庭利用実施要項に基づき、尾久第六小学校校庭利用実施委員会を置く。

第二条 この会は尾久第六小学校校庭利用実施委員会とい、尾久第六小学校PTA実行委員会内に校庭利用



実施委員として設ける。

第三条 この会は本校児童の安全かつ健全な遊び場として、校庭を利用するにあたり、その円滑な実施を目的とする。

第四条 この会はPTAを主体とする。

第五条 この会は、第三条の目的を達成するため、尾久第六小学校長の承認を受け、次に掲げる事項を実施する。

- 一、 利用施設とその利用方法の審議決定
- 二、 校門その他への標識掲示
- 三、 校庭利用実施期日と時間の設定
- 四、 利用者禁止事項の決定ならびに変更
- 五、 校庭利用指導員（以下、「指導員」）の選出
- 六、 校庭利用に必要な地域各種団体との連携と協力態勢の推進

七、 指導員の服務に関すること

八、 事故発生の際の処置

九、 その他校庭利用実施に必要な研究と調査

第六条 校庭利用実施委員会は委員長が必要に応じて招集し、会の運営業務を審議決定する。

第七条 委員会は委員長が招集し、業務の企画・立案ならびに校庭利用実施委員会で決められたことの実施に当たる。

第八条 校庭利用実施委員会で企画・立案し内容が決定したら、PTA実行委員会に上程し審議をうけ、可決された後実施する。

第九条 この会には毎年四月、尾久第六小学校校庭利用委員会から依頼された指導員を置く。

第十条 前条の指導員の仕事は次のとおりとする。

- 一、 校庭利用実施中を示す標識の掲示
  - 二、 備品の管理と保全
  - 三、 個人及びグループによる子どもの遊びを監督したり、相談相手となったり、安全保持のための指示を行う。
  - 四、 部外者に注意を与えて校外へ出てもらう。その指示に従わない場合は委員長に連絡をする。
- 校舎裏側などを見てまわり、違反者があれば注意し、所定の位置で遊ばせる。

第十一条 第五条第一項指定の施設は次のとおりとする。

- 一、 指定の遊び場は、目の届く校庭とする

#### 慶弔規定細則

第一条 慶弔規定を第一表のように定める。

第二条 第一表以外の特別の場合は、実情により役員会で運用し、実行委員会に報告する。

第三条 返礼は申し合わせにより不要とする。